

令和6年第4回江差町議会定例会資料（追加）

資料4：人事院勧告に基づく給与改定等の概要【議案第7号～16号関係】	…P 1
資料5：江差町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表 【議案第7号関係】	…P 3
資料6：江差町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例新旧対照表 【議案第8号関係】	…P 5
資料7：江差町職員の給与に関する条例新旧対照表【議案第9号関係】	…P 7
資料8：江差町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例新旧対照表 【議案第10号関係】	…P 13
資料9：江差町職員に対する寒冷地手当支給に関する条例新旧対照表 【議案第11号関係】	…P 15

人事院勧告に基づく給与改定等の概要

1 給料表の改定

◇民間給与との格差から、初任給及び若年層に重点を置き、給料月額を引上げ(全体平均 3.0%)

◇定年前再任用短時間勤務職員も各級の改定額を踏まえ、給与月額を引上げ

2 期末手当及び勤勉手当率の改定

◇民間の支給割合との均衡を図るため、年間支給月数をそれぞれ 0.10 月分引上げ。

◇引上げ分は期末手当及び勤勉手当の支給月数に反映。

(一般職)

		6 月期	1 2 月期	計
令和 6 年度	期末手当	1.225 月(支給済み)	<u>1.275 月(現行 1.225)</u>	<u>2.50 月(現行 2.45)</u>
	勤勉手当	1.025 月(〃)	<u>1.075 月(現行 1.025)</u>	<u>2.10 月(現行 2.05)</u>
	合 計	2.250 月(〃)	<u>2.350 月(現行 2.250)</u>	<u>4.60 月(現行 4.50)</u>
令和 7 年度	期末手当	<u>1.250 月(+0.025)</u>	<u>1.250 月(+0.025)</u>	2.50 月
以降	勤勉手当	<u>1.050 月(+0.025)</u>	<u>1.050 月(+0.025)</u>	2.10 月
	合 計	<u>2.300 月(+0.050)</u>	<u>2.300 月(+0.050)</u>	4.60 月

(再任用職員)

		6 月期	1 2 月期	計
令和 6 年度	期末手当	0.6875 月(支給済み)	<u>0.7125 月(現行 0.6875)</u>	<u>1.400 月(現行 1.375)</u>
	勤勉手当	0.4875 月(〃)	<u>0.5125 月(現行 0.4875)</u>	<u>1.000 月(現行 0.975)</u>
	合 計	1.1750 月(〃)	<u>1.225 月(現行 1.175)</u>	<u>2.400 月(現行 2.350)</u>
令和 7 年度	期末手当	<u>0.7000 月(+0.0125)</u>	<u>0.700 月(+0.0125)</u>	1.400 月
以降	勤勉手当	<u>0.5000 月(+0.0125)</u>	<u>0.500 月(+0.0125)</u>	1.000 月
	合 計	<u>1.2000 月(+0.0250)</u>	<u>1.200 月(+0.0250)</u>	2.400 月

3 寒冷地手当額の改定

◇民間の同種手当の支給額を踏まえ、寒冷地手当の額を引上げ(全体 11.3%)

江差町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 新旧対照表

改正後	改正前
※第1条による改正 (期末手当) 第4条 (略) 2 前項の期末手当の額は、それぞれの基準日において、議員が受けるべき議員報酬月額に、<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日6ヵ月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)	※第1条による改正 (期末手当) 第4条 (略) 2 前項の期末手当の額は、それぞれの基準日において、議員が受けるべき議員報酬月額に、<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額に、基準日6ヵ月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)
※第2条による改正 (期末手当) 第4条 (略) 2 前項の期末手当の額は、それぞれの基準日において、議員が受けるべき議員報酬月額に、<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日6ヵ月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)	(期末手当) 第4条 (略) 2 前項の期末手当の額は、それぞれの基準日において、議員が受けるべき議員報酬月額に、<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日6ヵ月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)
附 則 (施行期日) 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。 2 第1条の規定による改正後の江差町議会議員の議員報酬及び費用	

江差町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 新旧対照表

改正後	改正前
弁償等に関する条例の一部を改正する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和6年12月1日から適用する。 (期末手当の内払) 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の江差町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。	

江差町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例 新旧対照表	
改正後	改正前
※第1条による改正 (期末手当) 第4条 (略) 2 前項の期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退任した日、又は死亡した日現在)において特別職の職員が受けるべき給料月額に、 <u>100分の235</u> を乗じて得た額に、基準日前6ヵ月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)	(期末手当) 第4条 (略) 2 前項の期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退任した日、又は死亡した日現在)において特別職の職員が受けるべき給料月額に、 <u>100分の225</u> を乗じて得た額に、基準日前6ヵ月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)
※第2条による改正 (期末手当) 第4条 (略) 2 前項の期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退任した日、又は死亡した日現在)において特別職の職員が受けるべき給料月額に、 <u>100分の230</u> を乗じて得た額に、基準日前6ヵ月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)	(期末手当) 第4条 (略) 2 前項の期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退任した日、又は死亡した日現在)において特別職の職員が受けるべき給料月額に、 <u>100分の235</u> を乗じて得た額に、基準日前6ヵ月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)
附 則 (施行期日) 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、	

江差町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例 新旧対照表

改正後	改正前
令和 7 年 4 月 1 日から施行する。 2 第 1 条の規定による改正後の江差町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和 6 年 1 2 月 1 日から適用する。 （期末手当の内払） 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の江差町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。	

江差町職員の給与に関する条例 新旧対照表

改正後	改正前
※第1条による改正 (期末手当) 第15条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6ヵ月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の71.25</u>」とする。 4から5まで (略) (勤勉手当) 第16条 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の総額は、前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次条において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に<u>100分の90</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の51.25</u>」とする。	(期末手当) 第15条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6ヵ月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の68.75</u>」とする。 4から5まで (略) (勤勉手当) 第16条 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、<u>100分の102.5</u>を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の総額は、前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次条において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に<u>100分の90</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の102.5</u>」とあるのは「<u>100分の48.75</u>」とする。

江差町職員の給与に関する条例 新旧対照表

改正後	改正前
4 から 5 まで (略) 別表 1 (別) ※第 2 条による改正 (期末手当) 第 1 5 条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>1 0 0 分の 1 2 5</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 ヶ月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>1 0 0 分の 1 2 5</u>」とあるのは「<u>1 0 0 分の 7 0</u>」とする。 4 から 5 まで (略) (勤勉手当) 第 1 6 条 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、<u>1 0 0 分の 1 0 5</u> を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の総額は、前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次条において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に <u>1 0 0 分の 9 0</u> を乗	4 から 5 まで (略) (期末手当) 第 1 5 条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>1 0 0 分の 1 2 7. 5</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 ヶ月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>1 0 0 分の 1 2 7. 5</u>」とあるのは「<u>1 0 0 分の 7 1. 2 5</u>」とする。 4 から 5 まで (略) (勤勉手当) 第 1 6 条 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、<u>1 0 0 分の 1 0 7. 5</u> を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の総額は、前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次条において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に <u>1 0 0 分の 9 0</u> を乗

江差町職員の給与に関する条例 新旧対照表

改正後	改正前
じて得た額の総額を超えてはならない。 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の50</u>」とする。 4から5まで (略) 附 則 (施行期日) 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。 2 第1条の規定による改正後の江差町職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)別表第1の規定は、令和6年4月1日(以下「適用日」という。)から、改正後の条例第15条第2項及び同条第3項並びに第16条第2項、同条第3項の規定は同年12月1日から適用する。 3 適用日前に職務の級を異にして異動した職員及び町長の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、町長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。 (給与の内払) 4 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の江差町職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。	じて得た額の総額を超えてはならない。 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の51.25</u>」とする。 4から5まで (略)

江差町職員の給与に関する条例新旧対照表

改正後										改正前																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
別表第 1（第 3 条関係）										別表第 1（第 3 条関係）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
給料表										給料表																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
職員の 区分	級 号	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額	4級 給料月額	5級 給料月額	6級 給料月額	(単位：円)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
								1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額	4級 給料月額	5級 給料月額	6級 給料月額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			</

47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100
48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800
49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400
50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000
51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500
52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900
53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300
54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500
55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800
56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100
57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400
58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700
59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000
60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300
61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500
62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800
63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100
64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400
65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600
66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900
67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200
68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500
69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700
70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000
71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300
72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500
73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700
74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000
75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300
76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500
77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700
78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000
79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300
80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500
81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700
82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000
83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300
84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500
85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700
86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500	415,900
87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800	416,100
88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000	416,300
89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200	416,500
90	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500	416,700
91	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800	416,900
92	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000	417,100
93	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200	417,300
94		299,400	347,400	386,400	398,400	417,500
95		299,700	347,800	386,700	398,600	417,700
96		300,100	348,200	387,000	398,800	417,900
97		300,300	348,400	387,300	399,000	418,100
98		300,600	348,800	387,600	399,200	418,300
99		301,000	349,200	387,900	399,400	418,500
100		301,400	349,500	388,200	399,600	418,700

再任用以外職員

47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300	411,600
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600	411,900
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800	412,100
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000	412,300
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300	412,600
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600	412,900
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800	413,100
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000	413,300
94		295,900	343,600	382,500	394,300	413,600
95		296,200	344,100	382,900	394,600	413,900
96		296,600	344,500	383,300	394,800	414,100
97		296,800	344,700	383,600	395,000	414,300
98		297,100	345,100	384,100	395,300	414,600
99		297,500	345,500	384,500	395,600	414,900
100		297,900	345,800	384,900	395,800	415,100

再任用以外職員

	101		301,600	349,800	388,500	399,800	418,900
	102		301,900	350,200	388,800	400,000	419,100
	103		302,200	350,600	389,100	400,200	419,300
	104		302,500	351,000	389,400	400,400	419,500
	105		302,700	351,500	389,700	400,600	419,700
	106		303,000	351,900	390,000	400,800	419,900
	107		303,300	352,300	390,300	401,000	420,100
	108		303,600	352,700	390,600	401,200	420,300
	109		303,800	353,200	390,900	401,400	420,500
	110		304,200	353,600	391,200	401,600	
	111		304,600	353,900	391,500	401,800	
	112		304,900	354,200	391,800	402,000	
	113		305,100	354,700	392,100	402,200	
	114		305,300	355200	392,400	402400	
	115		305,600	355700	392,700	402600	
	116		306,000	356200	393,000	402800	
	117		306,200	356700	393,300	403000	
	118		306,400	357200	393,600	403200	
	119		306,700	357700	393,900	403400	
	120		307,000	358200	394,200	403600	
	121		307,400	358700	394,500	403800	
	122		307,600	359200	394,800	404000	
	123		307,900	359700	395,100	404200	
	124		308,200	360200	395,400	404400	
	125		308,500	360700	395,700	404600	
	126			361200	396,000	404800	
	127			361700	396,300	405000	
	128			362200	396,600	405200	
	129			362700	396,900	405400	
	130			363200	397,200	405600	
	131			363700	397,500	405800	
	132			364200	397,800	406000	
	133			364700	398,100	406200	
	134			365200	398,400	406400	
	135			365700	398,700	406600	
	136			366200	399,000	406800	
	137			366700	399,300	407000	
	138			367200	399,600	407200	
	139			367700	399,900	407400	
	140			368200	400,200	407600	
	141			368700	400,500	407800	
	142			369200	400,800	408000	
再任用 職員		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600

	101		298,100	346,100	385,200	396,000	415,300
	102		298,400	346,500	385,700	396,300	415,600
	103		298,800	346,900	386,100	396,600	415,900
	104		299,100	347,300	386,500	396,800	416,100
	105		299,300	347,800	386,800	397,000	416,300
	106		299,600	348,200	387,300	397,300	416,600
	107		300,000	348,600	387,700	397,600	416,900
	108		300,300	349,000	388,100	397,800	417,100
	109		300,500	349,500	388,400	398,000	417,300
	110		300,900	349,900	388,900	398,300	
	111		301,300	350,200	389,300	398,600	
	112		301,600	350,500	389,700	398,800	
	113		301,800	351,000	390,000	399,000	
	114		302,000	114	390,500		
	115		302,300		390,900		
	116		302,700		391,300		
	117		302,900		391,600		
	118		303,100		392,100		
	119		303,400		392,500		
	120		303,700		392,900		
	121		304,100		393,200		
	122		304,300		393,700		
	123		304,600		394,100		
	124		304,900		394,500		
	125		305,200		394,800		
	126				395,200		
	127				395,500		
	128				395,700		
	129				395,900		
	130				396,200		
	131				396,500		
	132				396,700		
	133				396,900		
	134				397,200		
	135				397,500		
	136				397,700		
	137				397,900		
	138				398,200		
	139				398,500		
	140				398,700		
	141				398,900		
	142				399,100		
再任用 職員		188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200

江差町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 新旧対照表

改正後	改正前
※第1条による改正 (期末手当) 第9条 給与条例第15条の規定は、任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において「100分の127.5」とあるのは、「100分の71.25」と読み替えるものとする。 2から3まで (略) (勤勉手当) 第9条の2 給与条例第16条の規定は、任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、「100分の107.5」とあるは、「100分の51.25」と読み替えるものとする。 2 (略)	(期末手当) 第9条 給与条例第15条の規定は、任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において「100分の122.5」とあるのは、「100分の68.75」と読み替えるものとする。 2から3まで (略) (勤勉手当) 第9条の2 給与条例第16条の規定は、任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、「100分の102.5」とあるは、「100分の48.75」と読み替えるものとする。 2 (略)
※第2条による改正 (期末手当) 第9条 給与条例第15条の規定は、任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において「100分の125」とあるのは、「100分の70」と読み替えるものとする。 2から3まで (略) (勤勉手当) 第9条の2 給与条例第16条の規定は、任期が6月以上のフルタイム	(期末手当) 第9条 給与条例第15条の規定は、任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において「100分の127.5」とあるのは、「100分の71.25」と読み替えるものとする。 2から3まで (略) (勤勉手当) 第9条の2 給与条例第16条の規定は、任期が6月以上のフルタイム

江差町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 新旧対照表

改正後	改正前
ム会計年度任用職員について準用する。この場合において、「<u>10分の105</u>」とあるは、「<u>100分の50</u>」と読み替えるものとする。 2 (略) 附 則 (施行期日) 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。 2 第1条の規定による改正後の江差町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和6年12月1日から適用する。 (給与の内払) 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の江差町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。	ム会計年度任用職員について準用する。この場合において、「<u>100分の107.5</u>」とあるは、「<u>100分の51.25</u>」と読み替えるものとする。 2 (略)

江差町職員に対する寒冷地手当支給に関する条例 新旧対照表

改正後	改正前																																		
(寒冷地手当の額) 第2条 前条に係る支給対象職員の寒冷地手当の額は、次の表に掲げる区分及び基準日における職員の世帯等の区分に応じ、同表に掲げる額とする。 <table><tr><th colspan="3">世帯等の区分</th></tr><tr><th colspan="2">世帯主である職員</th><th>その他の職員</th></tr><tr><th>扶養親族のある職員</th><th>その他の世帯主である職員</th><th rowspan="2"></th></tr><tr><th></th><th>ある職員</th></tr><tr><td>円</td><td>円</td><td>円</td></tr><tr><td>25,100</td><td>14,300</td><td>9,600</td></tr></table>	世帯等の区分			世帯主である職員		その他の職員	扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員			ある職員	円	円	円	25,100	14,300	9,600	(寒冷地手当の額) 第2条 前条に係る支給対象職員の寒冷地手当の額は、次の表に掲げる区分及び基準日における職員の世帯等の区分に応じ、同表に掲げる額とする。 <table><tr><th colspan="3">世帯等の区分</th></tr><tr><th colspan="2">世帯主である職員</th><th>その他の職員</th></tr><tr><th>扶養親族のある職員</th><th>その他の世帯主である職員</th><th rowspan="2"></th></tr><tr><th></th><th>ある職員</th></tr><tr><td>円</td><td>円</td><td>円</td></tr><tr><td>22,540</td><td>12,860</td><td>8,600</td></tr></table>	世帯等の区分			世帯主である職員		その他の職員	扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員			ある職員	円	円	円	22,540	12,860	8,600
世帯等の区分																																			
世帯主である職員		その他の職員																																	
扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員																																		
	ある職員																																		
円	円	円																																	
25,100	14,300	9,600																																	
世帯等の区分																																			
世帯主である職員		その他の職員																																	
扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員																																		
	ある職員																																		
円	円	円																																	
22,540	12,860	8,600																																	
附 則 (施行期日) 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の江差町職員に対する寒冷地手当支給に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。 (寒冷地手当の内払) 2 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の江差町職員に対する寒冷地手当支給に関する条例の規定に基づいて支給された寒冷地手当は、改正後の条例の規定による寒冷地手当の内払とみなす。																																			